

# 「小中一貫教育」って？

## 鶴岡型小中一貫教育を進めるにあたってのQ&A集【第3版】

本市では、令和7年度から、市内全中学校ブロックで「鶴岡型小中一貫教育」を進めるため、計画づくりや先生方の研修会などを行い、準備を進めています。

このQ&A集では、本市でこれまで行ってきた教育（小中連携教育）と小中一貫教育の違い、小中一貫校のことなどを解説していますが、はじめに「小中一貫教育」と「小中一貫校（義務教育学校）」が異なることを理解していただくため、ポイントを下に示します。

小中一貫教育 = 学校教育の方法

小中一貫校 = 学校施設の種類の種類

令和7年度から本市では、今の学校施設のままで小中一貫教育を進めます。今後、ある学校が老朽化し改築しなければならない場合、その学校の地域の実情に応じ、小中一貫校の整備の可能性も含めて検討していくものです。詳細は、以下の見出しを参考ください。

- ▶ 小中一貫教育のことを知りたい…………… P 1・Q 1～
- ▶ 小中一貫校のことを知りたい…………… P 5・Q 14～
- ▶ 藤島地域の状況を知りたい…………… P 9・Q 27～
- ▶ 【参考】市議会での小中一貫教育等に関する議論のあらまし… P 15～

Q1 小中一貫教育って、何ですか？

A1 平成28年に国が定めた学校教育の方法に関わる制度です。

平成12年の初め頃に、広島県呉市をはじめ、東京都品川区、東京都三鷹市でモデル的に進められた取組みで、平成20年に教育課程特例校制度として全国に広まりました。10数年にわたり自治体や学校現場での取組みが積み重ねられ、成果が明らかになり、正式な学校制度として法制化すべきと要望があったことから、平成27年に学校教育法等に係る法律が改正され、平成28年に小中一貫教育が制度化されました。

Q2 小中一貫教育って、どのような教育ですか？

A2 小学校と中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成して系統的な教育を目指します。

9年間の一貫教育の取組みの例として、「系統性を重視した学習カリキュラムの開発」「学習面や生活面のルールの統一」「中学校教員による小学校での乗り入れ授業」「学校行事等の合同実施や相互参加」「地域行事への合同参加」などがあります。

Q3 なぜ、いま小中一貫教育が必要なのですか？

A3 学校教育の課題解決と子どもの発達段階に応じたきめ細かい指導のためです。

平成18年に教育基本法が、また平成19年に学校教育法が改正され、義務教育の目的と目標の規定が新しく設けられました。また、近年は教育の量的・質的充実、児童生徒の発達の早期化、小学校と中学校との違いによる「小中ギャップ」への対応が求められています。平成26年12月に国の中央教育審議会が公表した『子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について(答申)』では、小中一貫教育に取り組むことで、「授業の理解度の向上」や「学習に悩みを抱える児童生徒の減少」、「小中ギャップの緩和」や「自己肯定感の向上」という効果があげられています。また、教職員にも、「指導方法への改善意欲の向上」、「教科指導力・生徒指導力の向上」「小中学校間における授業観や評価観の差の縮小」など成果が示されました。本市では、このような成果がある小中一貫教育は、学校教育の課題の解決、また、子どもの発達段階に応じたきめ細かい指導について有効であり、必要な取組みと判断しました。

Q4 これまでの教育(小中連携教育)の課題は何ですか？

A4 系統的な教育や小学校と中学校の接続が不十分なことです。

これまでの教育(小中連携教育)では、小学校と中学校がそれぞれ教育課程を編成していたため、系統的な教育として不十分でした。また、小学校は小学校6年間、中学校では3年間だけで教育目標を立て、目指す子ども像を設定し、教育課程を組んでいたため、小学校6年間、中学校3年間はそれぞれ機能していますが、義務教育9年間のまとまりで見た場合、小学6年生から中学1年生の接続が十分とは言えませんでした。それが小中ギャップになり、不登校が増えたり、いじめが減らなかったりという問題につながっていたのではと考えています。

小中一貫教育では、目標として小学校と中学校が目指す子どもの姿を共有し、15歳の義務教育を修了する時に、こういう子どもになってほしいという姿を、小学1年生段階から、小学校、中学校がともに同じ目標を立て、教育課程に組み込んでいきます。また、学校行事や小学校と中学校の教職員の研修などの教育活動も9年間全体を見通して組むことになり、家庭の協力や地域を巻き込んだ地域全体で盛り上げる学校づくりにもつながります。

Q5 これまでの小中連携教育ではできずに、小中一貫教育でできることは何ですか？

A5 小学校と中学校との交流が計画的にかつ頻繁に行うことができます。

現在は、小中連携教育として、小学校と中学校がそれぞれ持ち回りで授業を研究していますが、小中一貫教育を導入することにより、計画的にまた頻繁に行うことができ、連携を深化させることができます。これにより、小学校と中学校でより系統性を意識した授業を提供したり、総合的な学習の時間で「ふるさと学習」として9年間通じ地域のことを深く学んだりすることが可能になります。また、学校行事を小学校と中学校が一緒になって行うという学校が出てくることも考えられます。

Q6 鶴岡市への小中一貫教育の導入はどのような経過で決まったものですか？

A6 令和4年6月の鶴岡市総合教育会議で協議し方針を固めました。

平成28年度に小中一貫教育が制度化されたことに伴い、鶴岡市教育委員会では、小中一貫教育の成果や課題に関わる情報収集や調査研究、先進地視察を行ってきました。このような活動から、小中一貫教育を実施している自治体での多くの成果を鑑み、本市においても小中一貫教育を導入し全市で展開することが、本市の教育課題の解決に資するとの考えに至りました。

そこで、令和4年度第1回鶴岡市総合教育会議において「鶴岡型小中一貫教育（骨子案）」をもとに市長と教育委員会が協議したことを踏まえ、令和5年度に鶴岡型小中一貫教育基本計画を策定し、令和6年度に中学校ブロックごとの具体的な計画を検討し、令和7年度から本市全中学校ブロックで鶴岡型小中一貫教育を実施する方針を固めたものです。

鶴岡市総合教育会議の資料、会議録は鶴岡市ホームページでご覧いただけます。

Q7 鶴岡市では小中一貫教育で何を目指しているのですか？

A7 鶴岡型小中一貫教育として、「目標」「教育課程」「活動」「家庭・地域」の4つのつながりを大切に、小・中学校の9年間を一貫した教育方針で子どもたちを育てます。

本市では、これまで小学校と中学校の連携を大切に、互いの情報交換や交流、授業研修などを通して小学校から中学校への円滑な接続を目指す「小中連携教育」に取り組んできました。しかし、めざす子ども像や教育課程は、小学校、中学校がそれぞれ作成し、実践していたため、系統的な教育が難しい状況でした。そのため、これから取り組む「鶴岡型小中一貫教育」では、小学校から中学校への円滑な接続にとどまらず、9年間を通した教育課程の中で子どもたちを系統的に指導することで、確かな学力や社会性の育成と魅力ある学校づくりにつながっていくと考えています。

Q8 小中一貫教育の系統的な指導とは具体的にどういうことですか？

A8 小学校と中学校の先生が「目指す子ども像」に基づき9年間通して教育します。

鶴岡型小中一貫教育では、「目標」「教育課程」「活動」「家庭・地域」の4つのつながりを大切にしながら、各中学校ブロックを構成する小学校、中学校が最大公約数的に9年間でこういう子どもを育てようという「柱＝目指す子ども像」を検討し、それぞれの学校が行っていることを系統的な学びという視点で整理していきます。

各学校でこれまで取り組んできたことを大切にしながら、小学校と中学校の先生が垣根を取り払って考え、9年間を見通した教育活動を実践していきます。

Q9 小中一貫教育の具体的なメリットや課題は何ですか？

A9 平成27年2月に文部科学省が公表した『小中一貫教育等についての実態調査の結果』によると、以下のメリットと課題が示されています。

【メリット】

中学校への進学に不安を覚える児童の減少  
不登校の減少  
学力や運動能力、コミュニケーション力の向上  
学習習慣や生活リズムの改善  
規範意識や自己肯定感の向上  
特別な支援を要する児童生徒へのきめ細やかな指導充実 など

【課題】

教職員の負担感・多忙感の増加  
打ち合わせの時間の確保  
研修時間の確保 など

Q10 鶴岡市はどのようにして小中一貫教育を進めていくのですか？

A10 既存の中学校区で、地域の実情や学校、保護者、地域の方々の声を丁寧に聞きながら、現在の学校で小中一貫教育を進めます。

令和5年度に「鶴岡型小中一貫教育基本計画策定委員会」を設置し、同年度中に「鶴岡型小中一貫教育基本計画」を策定します。その後、令和6年度に各中学校ブロックごとに、目指す子ども像等の具体的な計画を検討し、令和7年度から既存の11中学校ブロックで鶴岡型小中一貫教育をスタートします。この一貫教育を進めていく中で、成果と課題を検証し、必要に応じて、地域の皆様の声を丁寧に聞きし、地域の実情に応じた学校の形態についても検討することとしています。

Q11 特別支援学級在籍の子どもたちにとっての小中一貫教育の効果は？

A11 9年間を通した一貫した体制で支援できます。

特別支援学級在籍の児童生徒に対しても、9年間を通した長期的な視野で一貫した体制を整え、支援を実施することができます。このことにより、在籍する児童生徒が安心して学びを続け、社会参加に向けた自立の基盤づくりにつながることが期待されます。

Q12 小中一貫教育が導入されれば、いじめや不登校の課題は改善されますか？

A12 先進自治体で改善されているとの報告があります。

小中一貫教育を導入することで、意図的な交流等によって児童生徒の心の安定が図られ、いじ

めや不登校が減少するとの結果が示されています。

また、小学生と中学生との積極的な交流や教職員の関わりも増えてくるので、例えば、中学校の教員が小学校の児童をより知ることや小学校の教員が中学校に情報を引き継ぐことが、今以上に活発になることが想定されます。このような9年間を通じた教育によって、いじめや不登校の減少に効果を発揮するのではないかと考えています。

**Q13** 小中一貫教育は、学校規模の適正化（統廃合）のために導入するものですか？

**A13** 鶴岡市の義務教育の質を向上する教育のシステムとして導入します。

小中一貫教育は、学校教育の課題を解決し、義務教育の充実を図り、子どもたちの確かな成長を実現することを目的に全国で導入が進んでいます。一方、学校規模の適正化（統廃合）は、少子化による学校の小規模化が進む中、適正な規模を確保することで、学校機能が十分発揮できる教育環境を整備していくことを目的としています。そのため、小中一貫教育の目的と学校規模の適正化（統廃合）の目的は根本的に違うものです。

ただし、地域によっては、小規模化の進展が予測されるなか、児童生徒の集団規模の確保や異学年交流等を意図し、小中一貫教育を導入することも1つの方策として考えられます。

**Q14** 鶴岡型小中一貫教育は、今の学校のままでできるのですか？

**A14** 鶴岡型小中一貫教育を行うには、以下の3つの学校の形態があります。

①現在の中学校ブロックでの一貫教育…小中一貫校ではありません

それぞれの学校に校長がいる組織上独立した小学校・中学校が一貫した教育を行う

②併設型小学校・中学校…小中一貫校

それぞれの学校に校長がいる組織上独立した小学校・中学校が、義務教育学校に準じた形で一貫した教育を行う学校

③義務教育学校…小中一貫校（小中学校が統合再編し1つの新しい学校へ）

1人の校長のもと、1つの教職員組織が一貫した教育課程を編成し実施する9年制の学校

令和7年度から、現在の学校のままで、中学校ブロック単位ごとに①を基本に鶴岡型小中一貫教育を進めます。令和8年度以降、学校施設面や地域の実情に応じて、小中一貫教育をより効果的に進めることができる②③について必要に応じ検討を進めます。

②③のそれぞれの特徴、メリットや課題など詳細は、『藤島地域教育振興会議 最終報告書』の「5 資料編」のうち、「令和4年度 第1回 藤島地域教育振興会議 資料No.3-6、3-7」をご覧ください。

**Q15** 小中一貫校は全国にどのくらいあるのですか？

**A15** 令和5年の学校基本調査によると、全国に1,748校（併設型小・中学校…1,541

校、義務教育学校…207校) あります。

山形県内では、新庄市(平成27年、令和3年)、戸沢村(令和3年)に義務教育学校が設置されています。飯豊町は令和8年、朝日町は令和10年、酒田市では令和11年をめぐりに義務教育学校を設置する方針が示されました。また、金山町ほか県内複数の自治体で小中一貫校が検討・推進されています。全国的にも小中一貫教育・小中一貫校に取り組む自治体は増加しています。

Q16 併設型小学校・中学校(小中一貫校)の場合、小学校は統合が前提ですか？

A16 小学校の統合は前提ではありません。

複数の小学校を統合すれば小中一貫教育の効果は高まることが想定されますが、統合せずに併設型小学校・中学校を設置することも可能です。

Q17 鶴岡市内の小・中学校は、将来的に全て小中一貫校になるのですか？

A17 将来的に増えることは考えられます。

小中一貫教育の理想的な学校施設は小中一貫校です。しかし、鶴岡市内には小学校26校、中学校11校、計37校あり、これらを全て小中一貫校にすることは、現実的に難しいと思われませんが、今後、学校の改築等のタイミングがあれば、その時点で小中一貫校を設置することも検討できます。藤島地域では藤島中改築に伴う小中一貫校の設置は選択肢の一つとして考えられています。

Q18 小中一貫校になると、入学式や卒業式、運動会など学校行事はどうなるのですか？

A18 学校の形態によって違いますが、各校が行ってきた行事を尊重して取り組みます。

併設型小学校・中学校では、それぞれに入学式、卒業式を行うことが想定されます。運動会などの学校行事は、各中学校区の実情等により、合同で行うか別々で行うかは、今後検討することになります。

義務教育学校では、入学式と卒業式は一度になります。また、各校独自に行われてきた学校行事については、それぞれのねらいを踏まえながら、望ましい人間関係の形成や連帯感を深めていけるような取り組みになるよう検討していきます。なお、義務教育学校では、1年生から9年生までの全ての学年が参加したり、地域の方々と協働したりするような行事が行われることもあります。

Q19 小中一貫校における学年段階の区切りはどのようになるのですか？

A19 児童生徒の発達段階や学校施設の状況をふまえて柔軟に設定することが可能です。

小中一貫校の学年段階の区切りは全国的にみると「3年-4年-2年」制、「4年-3年-2年」制、「5年-4年」制、「6年-3年」制の4パターンがあります。小中一貫校のうち義務教育学校の先

進事例である新庄市立萩野学園、新庄市立明倫学園はともに「4年-3年-2年」制です。また、戸沢村立戸沢学園は「6年-3年」制です。本市でも小中一貫校を設置する場合は、実態に応じて検討し決めていきます。

**Q20** 義務教育学校で「4年-3年-2年」制になった場合、履修内容などに影響がありますか？

**A20** 義務教育学校の4年生と小学校の4年生は同じ履修内容で影響はありません。

例えば、義務教育学校で、「4年-3年-2年」で区切った場合でも、基本的には、履修する内容は当該学年の内容となるので、義務教育学校の4年生と通常の小学校の4年生が履修する内容は同じです。また、義務教育学校では中学校1年生が7年生となりますが、履修する内容は中学1年生でも義務教育学校の7年生でも同じです。

なお、「4年-3年-2年」制の中期の3年間は5年生、6年生、7年生となりますが、例えば、5年生、6年生は中学校のような教科担任制で学ぶこともできます。そのようなメリットが義務教育学校にあります。

**Q21** 義務教育学校になると、今までのようなリーダーシップを発揮する機会や学校生活の節目、学校行事などはどうなるのですか？

**A21** 教育課程の編成を通してリーダー経験や節目、学校行事を検討します。

県内初の義務教育学校である新庄市萩野学園では9年間で3ブロック制にして、1~4年生を前期ブロック、5~7年生を中期ブロック、8~9年生を後期ブロックとしています。これにより、4年生で前期ブロックのリーダー、7年生で中期ブロックのリーダー、8年生で生徒会全体の運営、9年生で後期ブロックのリーダーと9年間で4回のリーダーを経験する機会を設け、それを節目として成長を促しています。

義務教育学校では、小学校卒業式、中学校入学式の行事がなくなりますが、小学校6年生から中学校1年生にかけての節目を否定するものではありません。学校行事を工夫するなど、子どもたちが心機一転の機会として捉えられるような機会を設けることも十分に配慮します。

**Q22** 小中一貫校に通う児童が13歳で中高一貫校に進学することはできますか？

**A22** 進学できます。

小中一貫校(小中一貫教育)では、小学校の学習内容は6年間で履修することになるので、履修後、中高一貫校を受験し進学することは可能です。

Q23 小学生、中学生が1つの校舎で学ぶ義務教育学校では、入学したての低学年の子が、中学生くらいの子の(悪い)影響を受けないか心配ですが大丈夫でしょうか？

A23 大丈夫です。

そのようなことがないように指導していくことはもちろんですが、万が一そのような事態になった場合は適切に指導や支援を行います。

先行導入校では、それ以上に、中学生があこがれの先輩ということで良い手本となっていることの方が圧倒的に多いようです。

Q24 小中一貫校は、中高一貫校や高校の受験に不利益なことはありますか？

A24 不利益になることはありません。

Q22のとおり、小中一貫校ではじめの6年間を過ごしても、中高一貫校を受験することは可能です。また、その際に小中一貫校で学んできたからといって不利益になるようなことは何ともありません。小中一貫校で9年間を過ごして高校を受験する場合も同様です。

Q25 小中一貫校では、PTA 活動はどうなりますか？

A25 学校ごとにあり方を考えていきます。

最近、PTA 活動のあり方を見直す動きが全国的に起きており、PTA 連合会から脱会する自治体が出てきたり、PTA への入会を任意としている学校が出てきたりしています。一方で、「地域とともにある学校づくり」を目指して、学校運営協議会や地域学校協働活動の委員に PTA 役員を任命して、学校運営や町づくりに保護者の声を反映させるといった動きもあります。

いずれにせよ、保護者も学校の「中の人」という意識で学校運営に積極的に参画してもらうよう校長を中心に学校で考えることとなります。

Q26 小中一貫校では教職員が減り、雇用がなくなると聞きましたが本当ですか？

A26 教職員数は学級数に応じて決まります。

山形県の場合、義務教育学校になると校長は1人になりますが、教頭は3人配置されます。例えば、小学校1校と中学校1校が義務教育学校に移行する場合、教職員の配置は、現在の小学校と中学校と同様に、それぞれの学級数に応じて教職員数が決まるので、小中一貫校になることで減ることはありません。

## 藤島地域の状況

Q27 なぜ藤島地域だけ小中一貫教育と小中一貫校の話が進んでいるのですか？

A27 藤島中学校改築にあわせ、どのような学校にするか検討が必要だからです。

老朽化が喫緊の課題である藤島中学校をどのような学校として整備するか、令和7年度から全市で展開される鶴岡型小中一貫教育も踏まえながら藤島地域で検討する機会が訪れています。

そのため、令和4年度から5年度にかけて、藤島地域教育振興会議を開催し、あわせて、地区説明会や保護者アンケートを通して地域の声を聞きながら、以下を提言する最終報告書がまとまりました。

提言① 藤島中学校改築に早期に取り組むこと

提言② 藤島中学校改築にあたり、小学校・中学校施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）の整備を基本とし、この対象となる各学校区の検討を加速すること

提言③ 提言②のための各学校区の検討組織を設置し、整備スケジュールに応じた地域合意を得ること

提言④ 小中一貫教育及び小中一貫校の推進にあたり、藤島地域教育振興会議の各会議、地区説明会、保護者説明会・アンケートで挙げられた課題、要望、不安等については、今後しかるべき組織での協議・検討を加え、適切に対処すること

教育委員会では、この提言の実現に向け、以下の2点を取り組みました。

- ①令和5年度第2回鶴岡市総合教育会議（R5.11.27開催）で、藤島地域の学校整備の手続き、新しい小中一貫校イメージ（素案）を協議
- ②12月定例教育委員会（R5.12.20開催）で朝暁第五小学校の次の改築校を藤島中学校に決定

以上を踏まえて、現在、藤島中改築に必要な新年度予算を盛り込むことを検討しています。

令和6年度には、この提言に基づいて、藤島地域として検討し、合意を決定いただく協議組織を教育委員会が設けるとともに、小学校統合という課題にも関わることから、各小学校区の協議組織も設けて頂きながら検討を進める予定です。

なお、市内全中学校ブロックでは、教員を中心に自分たちのブロックでどのように小中一貫教育を進めていくか話し合いが進んでいますが、小中一貫校にするかについては、校舎改築に関することであり、今後、そのタイミングが生じた場合に、学校整備の方針を検討することになります。

Q28 藤島地域に義務教育学校が設置された場合、普通の小学校に行きたい藤島の子どものことを考えると、憲法26条の「教育の機会均等」に反することになりませんか？

A28 鶴岡型小中一貫教育は「教育の機会均等」を確保し進めます。義務教育学校でも通常の小学校、中学校でも学習指導要領に基づき学習や教育活動を行うので義務教育学校の設置で教育格差は生まれません。

「鶴岡型小中一貫教育」は、令和7年度から市内全ての中学校ブロックで一斉にスタートする予定であり、教育の機会均等を確保し進めていきます。

小中一貫教育は、既存の小中学校の体系を残したままスタートしますが、義務教育学校においても小学校と中学校の学習指導要領に定められた目標、内容に基づき学習や教育活動を行うことに変わりはないことから、義務教育学校の設置によって教育格差が生まれると捉えていません。

なお、今後の児童生徒数の推移や地域の要望等により、子ども達にとっての適切な教育環境という視点から、施設一体型の義務教育学校を設置することも、選択肢の1つとなります。

藤島地域では、藤島中学校改築に伴う今後の学校のあり方として、藤島地域教育振興会議の提言「小学校・中学校施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）の整備を基本に検討する」に基づき、地域の意見を集約しながら、学校整備を丁寧に進めていきます。

仮に、施設一体型の義務教育学校が設置された場合、同校における小中一貫教育の成果は、義務教育学校を設置していない他の市内中学校ブロックにおける小中一貫教育の取組みに活用展開できうるものと考えています。

Q29 仮に、小中学校施設一体型の義務教育学校として改築となった場合、改築工事や校舎使用の見通しは？

A29 建設業界における労働力の推移や資材調達の動向などで見通しがつきにくい状況から、校舎耐力度や地質調査、敷地測量の基礎調査で約2年、設計で約2年、校舎・屋体新築工事等で約5年が見込まれていますが、できるだけ工期が短縮できるように取り組みます。

藤島中学校の老朽化は喫緊の課題であるため、時間をかけずに改築工事に進むことができるよう、期間設定を検討していきます。なお、新校舎が完成するまでの間、既存校舎で学ぶ児童・生徒の安全対策は十分に講じます。

Q30 ①藤島地域内の3つの小学校と中学校が義務教育学校になった場合、②藤島小学校、藤島中学校が先行し義務教育学校になった場合で、学級数に差は生じますか？

A30 学級数についてほとんど差は生じません。

学級数について、令和元年生まれの子ども数を見ると、①②とも2学級、令和2年生まれの子ども数では①②とも1学級、令和3年生まれの子ども数では①②とも2学級となります。

Q31 仮に、藤島中学校と藤島小学校を再編し義務教育学校を建設し、将来的に、渡前小学校と東栄小学校が統合することを見通して、余裕ある学校を建設することはできますか？

A31 残りの2つの小学校の統合が確約されていれば、その規模の学校建設は可能です。

学級数や教室面積、工事費など校舎の設計に関わることは、基本的に新しい学校の児童生徒数が基礎数値となり計画されます。後から東栄小学校、渡前小学校が統合となる場合、あらかじめ当該2校分の学級等を見越して学級数を計画し整備する必要があります。このような整備に国庫補助を適用する場合、改築工事着工から3年後に統合するなど具体的な予定が必要となります。

Q32 現在の藤島地域における小学校の複式学級の実体数は？また、現状のままで5年後には、どのくらいの数になりますか？

A32 令和4年度に複式学級が渡前小学校で1件発生しています。5年後の令和9年度には2～3件発生する見込みです。

令和4年度から、渡前小学校で1件発生しています。令和6年度には渡前小学校の2・3年生と4・5年生で2件発生し、令和9年度まで継続します。東栄小学校では、令和7年度の2・3年生が17名の見込みで、1名が転校したり特別支援学級に在籍したりする場合、複式学級が1件、発生する可能性があります。その条件とは別に、令和10年度から東栄小学校で1件発生します。

■渡前小学校と東栄小学校の複式学級発生の状況

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
渡前小	2.3年生	3.4年生	4.5年生	5.6年生	5.6年生	5.6年生	5.6年生	5.6年生
			2.3年生	3.4年生	3.4年生	3.4年生		2.3年生
東栄小				(2.3年生)	(3.4年生)	(4.5年生)	(5.6年生)	
							2.3年生	3.4年生

※括弧は両学年で現在より1名減の場合、複式学級となる

Q33 令和5年度の渡前小学校の新入生が2人で、学校を統合した方がよいのか、複式学級の方がよいのか分かりません。かつて旧長沼小学校が藤島小学校と統合した条件は何ですか？

A33 旧長沼小統合の条件は複式学級発生ですが、現在はそのような条件はありません。

旧長沼小学校の統合は第2期の鶴岡市学校適正配置計画に基づく取組みになりますが、当時は、複式学級が発生した学校は統廃合を検討するという基準があり、旧長沼小で複式学級が発生したため、藤島小との統合について地域で話し合い、結果、藤島小と統合することとなりました。

現在は、一律に複式学級が発生した学校は統廃合を進めるという計画はなく、小中一貫教育の教育効果等を踏まえつつ、適正な学校規模や配置などについて地域の声を聞きながら検討を進めています。

Q34 複式学級は他人と関わる事が少なく、また、学習の遅れが無いが不安です。複式学級のある学校や学級ではどのような学校生活や教育が行われていますか？

A34 基本的な学校生活は、他の学校・学年と変わりません

複式学級は、複数の学年が1つの教室で1人の担任によって授業が行われます。よって、担任が自分の学年ではないほうで授業を行っている時間は、自分たちで学習を進めることになります。それ以外は、日常生活も含め、通常の学校や学級と変わりません。

Q35 仮に、3つの小学校が統合し小中一貫校となった場合、これまで各小学校の教育課程で取り組んできた獅子踊りなどの伝統芸能の継承活動はどのようになりますか？

A35 地域の声を聞き新しい学校の教育課程の検討・編成の中で引き継いでいきます。

例えば、小中一貫校として、3つの小学校が1つになった場合、新しい学校に、これまでの3つの小学校の教育課程を全部入れることは、教育課程が3倍になることになるので現実的には不可能です。新しい学校になれば、必ず教育課程の見直しを丁寧に行っていくこととなりますので、現場の先生や教育委員会も関わりながら、学校の教育課程に取り込むものと、地域の活動として取り組んでいくものと役割を明確に精査し、学校運営協議会とも連携しながら取り組んでいきます。

Q36 長沼地区の地域行事と藤島小学校の学校行事との関わり方は？

A36 藤島小学校の教育課程で決定されますが、引き継いで行われているものもあります。

長沼小学校で特色ある活動であった「けん玉」は、統合後、藤島小学校に引き継ぎ、現在も取り組まれています。また、統合する前に藤島小の子ども達との交流を行い、お互いが慣れていくような取り組みをしました。また、長沼地区地域活動センターを会場に、週一回程度、長沼の子ども達が集まり、地域の方々と交えての活動を行っています。

運動会は、現在も藤島・長沼・八栄島それぞれで地区運動会を行っています。獅子踊りについては、従来より藤島小学校としての取り組みではなく、各地域の保存会活動として児童たちが関わっています。

Q37 学校適正配置基本計画で統合し小学校がなくなった他の学区の様子は？

A37 地域と子ども達とのつながりや交流を大切にしたい取り組みが行われてきました。

朝陽第四小学校と統合した旧田川小学校区では、田川チームとしてまとまり親子運動会を行っています。また週一回、田川地区の子ども達が田川コミセンに集まり、放課後子ども教室として、地域とつながりをなくさないように様々な活動を行ってきました。朝陽第四小への統合から時間がたち、今は、田川地区の子ども達は朝陽第四小の児童であるという認識を持っているようです。

広瀬小学校に統廃合した旧羽黒第三・第四小学校区では、統合五年目に統廃合に関わった関

係者で話し合いを行い、統合したことで多くの子ども達と関わることができ、楽しく学校生活を送っているという評価を頂きました。

豊浦小学校に統合した旧小堅小学校区では、閉校舎をコミュニティセンターとして活用しています。令和5年4月には、閉校舎の一部を「地域のあそびば&まなびば こがたランド」としてリノベーションし、地域内外から多くの子どもが訪れています。

**Q38** 小学校統合で学校跡地が生じた場合、活用はどのように検討しますか？

**A38** 別に検討組織を立上げ、活用策について議論していきます。

学校跡地の利活用が想定されない場合、教育委員会が管理を担いますが、利活用を希望する場合、地域庁舎が事務局となって別の検討組織を設立し、議論していくこととなります。

**Q39** 小学校を統合する場合としない場合の課題は何ですか？

**A39** 3つの小学校が統合し、小中学校施設一体型の義務教育学校を開設する場合、通学対策や学校跡地の活用等が課題と考えられます。統合せず藤島中学校のみ改築する場合、各小学校の老朽化、複式学級発生等が課題となるほか、義務教育学校よりも小中一貫教育の効果は得られにくいと考えられます。

鶴岡型小中一貫教育は小学校統合を前提とするものではありませんが、3つの小学校と1つの中学校が統合再編し、小中学校施設一体型の新しい義務教育学校を開設する場合、藤島小学校区以外の学区の児童の通学対策や空き校舎となった施設の跡地活用が課題となります。また、統合しない場合、校舎改築は藤島中学校のみとなり、残された小学校の老朽化が課題となります。また、少子化による複式学級の発生や教職員配置数の減少が見込まれ、小中一貫教育の効果は義務教育学校よりも得られにくいと想定されます。

**Q40** 仮に、藤島中学校だけを改築し、藤島小学校、東栄小学校、渡前小学校の既存施設を利用し小中一貫教育を進めた場合、各小学校の改築時期はいつになりますか？

**A40** 学校の築年数や老朽化の状況や、3校の児童数の推移など学校を取り巻く状況によって改築時期等を判断しますが、数十年先になることが想定されます。

学校改築は、基本的に市内全小中学校の築年数や老朽化の状況等に応じ行っており、小中一貫教育の形態に関わらず、この方針は変わりません。藤島中学校は、改築対象校と決まりましたが、小中学校施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）として整備するかは地域の合意を踏まえて決定します。なお、藤島小学校は7番目、東栄小学校は12番目、渡前小学校は17番目に古い学校です。本市では学校施設を数年に1校ずつ建て替えており、1つの学校の整備には最低でも3～5年程度の期間を要することから、3校の改築には数十年の期間を要するものと見込まれます。

(参考)直近の学校施設の整備年数

学校名	基本計画策定 <sup>(注)</sup>	設計期間	着工	供用開始	完全竣工
朝暘一小	H19	H19.11~H20.6	H20.10	H22.1	H22.9
羽黒中	H17	H22.3~H22.9	H23.1	H24.4	H24.12
朝暘四小	H23	H24.2~H24.8	H25.1	H26.4	H26.6
朝日中	H24	H24.9~H25.5	H25.7	H27.4	H27.11
鶴岡三中	H26	H27.8~H28.3	H28.7	H30.8	R1.9
朝暘五小	R2	R3.6~R4.3	R4.10	R6.8	R7.11

(注)基本計画策定には地域事情等に応じ、数か月から数年かかる場合があります。

Q41 仮に、小中学校施設一体型の義務教育学校ができるまでの藤島地域の小中一貫教育はどうなりますか？

A41 まず、今の4校で藤島中学校ブロックの小中一貫教育を検討します。藤島地域の合意が決まり次第、その内容に応じた次の小中一貫教育も今後検討していきます。

藤島中学校を改築し義務教育学校を建設となった場合で、令和7年度から、新校舎が供用開始できるまでの間は、今の施設のまま小中一貫教育を進めます。

現在、藤島地域の各校長先生を中心に、義務教育学校になるかどうかに関わらず、藤島中改築までに取り組む藤島地域での小中一貫教育について話し合いを始めています。

藤島地域の合意を得た後は、工事スケジュールを加味しながら、学校改築後の新体制における小中一貫教育の検討も行っていきます。

## 【参考】市議会での小中一貫教育等に関する議論のあらまし

これまで、鶴岡市議会定例会で市議会議員から寄せられた小中一貫教育や小中一貫校に関する議論のあらましをまとめました。詳細は、鶴岡市ホームページ内の鶴岡市議会コンテンツに「会議録」を検索・閲覧できるページがありますので、ご覧ください。

	小中一貫教育、教育全般に関すること	P15～
	小中一貫校に関すること	P16～
	藤島地域に関すること	P18～

### 小中一貫教育、教育全般に関すること

議員 小中一貫教育は、少子化と人口減少をさらに促進する政策ではないか？

当局 小中一貫教育は、よりよい教育環境を作り、子どもの「生きる力」を育成する施策であり、少子化・市人口減少対策とは別の視点の施策です。

議員 小中一貫校で少子化の進行が止められるのか。小学校が廃校になって、通学に不便な地域は少子化が進むのではないか。取り返しのつかない地域衰退のリスクにならないか？

当局 小中一貫教育導入は、本市における義務教育の質の向上を図ることを第一義としています。一方、少子化の進行は、本市も含め全国的な課題であり、保護者にとっても学校の小規模化に対する不安があるものと認識しています。

小中一貫教育の効果がより発揮できる小中一貫校の設置が決まり、児童生徒によりよい教育が提供できる環境が整えば、地域の魅力向上にも資するものと考えており、今後も、地域の声を丁寧にお聞きしながら、地域の方々とともに、その地域に相応しい教育環境のあり方について検討を進めていきます。

議員 小学校から中学校への段差は発達にとって必要不可欠なものではないか？

当局 小学校から中学校へ環境が変わることによって、大きな飛躍を遂げ、目覚ましい成長を遂げる生徒がいますが、一方で、学校環境の変化になじめず、不登校になったり不適応を起こしたりする児童生徒も少なくありません。そのため、各学校では小中連携教育を行う中で、できるだけその段差を少なくすることと成長するための機会を設定することのバランスを考えて教育課程を設定しています。

文部科学省の『小中一貫教育の導入状況調査について』（平成29年）では、小中一貫教育を導入することにより、今まで以上に小学校と中学校が情報を共有し、歩調を合わせて教育活動を行うことができ、不登校の減少と児童生徒の成長が期待できると報告されています。

本市でも小中一貫教育を導入することにより同様の成果が期待できると考えています。

議員 小中一貫教育で期待されることの根拠は？

当局 文部科学省が公表した、『小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き』（平成28年）、『小中一貫した教育課程の編成・実施に関する事例集』（平成30年）、『小中一貫した教育課程の編成・実施等に関する事例集第2版』（令和4年）のほか、新庄市が公表した『新庄市立小・中一貫教育校基本計画』（平成24年）を根拠としています。

議員 小中一貫教育の課題やデメリットは？

当局 『小中一貫教育等についての実態調査』によると、課題と挙げた回答の中で多いものから順に、「教職員の負担感・多忙感の解消」85%、「打ち合わせの時間の確保」82%、「研修時間の確保」75%です。一方で、校種間や教職員間の負担の不均衡は、小中一貫教育の実施経過年数とともに減少していくという結果も示されています。

義務教育学校の萩野学園では、設立当初は試行錯誤の中で教職員の負担感があったものの、経過とともに組織体制整備や業務の効率化などが図られ、現在では教職員から負担感を訴える声はほとんど聞かれないとうかがっています。

議員 鶴岡型小中一貫教育を中学校ブロックごとに実施することとはどういうことか？

当局 令和7年度から導入する鶴岡型小中一貫教育は、各中学校ブロックでこれまで30年近く行われている小中連携教育を深化・発展させる形で実施します。これは、小学校と中学校が目指す子ども像を共有し、中学校卒業時の姿を明確にすることで、計画性・系統性のある9年間の学びを実施するものです。その中で、各ブロックが特色を生かした教育課程を編成し実践することで、学校規模など地域の実情に応じた教育が展開されていきます。

朝暘第三小学校や京田小学校など、進学先が複数の中学校にまたがる場合は、打合せ段階から市教育委員会が積極的に関わりながら丁寧に支援していきます。

鶴岡型小中一貫教育は、文部科学省や先行実施自治体が公表した成果と課題などを参考にしながら、本市が抱える課題の解決策として有効と判断し、導入を決めたものです。そして、これを令和4年度から、校長会や教務主任会、中学校ブロック研修会などで説明し、周知を図ってきました。令和6年度は、5年度に策定する全市の小中一貫教育基本計画をもとに、各中学校ブロックで具体的な計画の策定を行います。その中で、現場の先生方の意見を反映させ、中学校区の実態に応じた、実効性の高い鶴岡型小中一貫教育が展開されるよう丁寧な支援を続けていきます。

### 小中一貫校に関すること

議員 小中一貫校は、小学生の卒業式がなく、中学生の入学式もないが、その影響は？

当局 小中一貫校のうち、「併設型小学校・中学校」の場合は、小学校6年生修了時には卒業式、中学校入学時には入学式を行います。「義務教育学校」の場合は1年生入学時に入学式、9年

生修了時に卒業式が行われるのみになります。

それを踏まえたくて、義務教育学校を選択した場合、小学校の卒業式と中学校の入学式がないことを補うような教育活動や指導を考えることになります。義務教育学校の萩野学園では、中期ブロックが始まる5年生から制服を着用し、中学1年生にあたる7年生から、通学カバンや学校指定内履きの使用、自転車通学の許可などを行っています。

議員 小中一貫校は、中1の成長の飛躍が生まれないとされるが見解は？

当局 小中一貫校のうち義務教育学校を選択した場合は、小中学校の区切りがない分、9年間にわたり環境の変化がなく異学年交流が活発になることで、心の安定が図られることが大きなメリットと考えられます。

「中一の成長の飛躍がない」という指摘について、義務教育学校の萩野学園では、7年（中学1年）生で中期ブロックのリーダーを経験させることにより、成長を促しています。また、4年（小学4年）生で前期ブロックのリーダーを、8年（中学2年）生で生徒会運営を、9年（中学3年）生で後期ブロックのリーダーと、リーダー経験は4回に及び、今以上に成長の飛躍を促す機会を設けています。本市でも先進校の成果について積極的な導入を検討していきます。

議員 小中一貫校の「定員割れ」、小中一貫教育が教職員・保護者から不評である自治体、つくば市のように小中一貫校の計画を見直し中止しているケースもあるが、鶴岡市はそれを承知の上で導入・推進しようとしているのか？

当局 本市で推進しようとしている小中一貫教育は、同じブロック内の小学校と中学校が目標や子ども像を共有し、系統立てた教育課程を実施することで、小学校と中学校の双方の先生方が、子どもの学びの積み上げを理解し合い、子ども一人一人に対する理解と支援内容をより詳しく把握したりするための、小中連携教育の充実・発展を図る小中一貫教育の推進です。

学校統廃合を伴う小中一貫校の設置ありきで進めているものではありませんが、今後の児童生徒数の減少や地域の要望等により、子どもたちにとっての適切な教育環境という視点で、小中一貫校の設置を選択肢の1つとして検討できる準備は必要と考えています。

つくば市の小中一貫校の事例は、児童生徒数が千人を超える大規模校の場合における計画の見直しであり、本市と状況が根本的に違います。本市において小中一貫校設置の検討が必要になった場合、全国の成果と課題を情報提供しながら協議を進めていきます。

議員 小学校と中学校を1つにすることは子どもにとって大きな変化である。「こども基本法」に則り、子どもの意見表明の具体化についての見解は？

当局 こども基本法第11条に、地方公共団体が、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、「こども施策の対象となるこども、又は、こどもを養育する者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」と規定されています。

子どもの考えを最大限に尊重することを大切にしながらも、児童生徒から意見を聞く場合は、子どもの発達段階を配慮した丁寧な説明や慎重な判断、保護者や関係者の声の反映などが必要と考えています。

議員 小中一貫校に関わる教員に課せられる新たな困難は、今後極めて大きなリスクになるのではないか？

当局 小中一貫校を導入した自治体の事例を見ると、学校が軌道に乗るまで一時的に業務や打ち合わせなどで負担が増えるようですが、その後はデメリットよりメリットの方が大きいと考えています。

議員 新庄市の萩野学園（義務教育学校）で、診断が必要な特別な支援を要する児童生徒が、平均で38.8%と報告されているがどう考えるか？

当局 萩野学園の数値は、発達個別検査を実施済みの児童生徒と検査の必要があるまたは必要に応じて検査を要する児童生徒の合計です。萩野学園がある新庄市では、個別検査ができる検査員の数が不足し、検査待ちの児童生徒数が多いことから38.8%となっています。

これらの児童生徒が、今後検査を行い、「診断の必要はない」という結果が出ることもありまので、38.8%より減少することが予想されます。

本市の場合、同様の数値を求めると24.5%となります。本市では、検査ができる教育相談員を現在9名配置し、検査が必要な児童生徒に対して、ほぼ遅れることなく検査を実施することができています。

よって、義務教育学校であるがゆえに特別な支援を要する児童生徒が増加しているというわけではないと捉えています。また、専門家チームを編成し、市内全ての小中学校の全児童生徒についてスクリーニングを行い、その結果をもとに児童生徒一人ひとりに適切な支援を行っています。

### 藤島地域に関すること

議員 全国では学校整備とあわせて、図書館や学童保育所、コミュニティセンター等を合築する事例があるが、藤島中学校改築にあたり、他施設の併設はどこまで可能か？

当局 文部科学省の『公立小中学校等にかかる複合化の実施状況調査』（令和4年度）では、図書館や公民館、体育館等の文教施設、放課後児童クラブや児童館等の児童福祉施設、行政機関や地域防災用備蓄倉庫等の施設を学校と併設する事例があり、複合化している学校数は全国の公立小中学校のうち約39%に及ぶという結果です。

学校と他公共施設とが複合化することにより、子ども達の多様な学習機会の創出とあわせ、地域住民の利便性向上などに一定の寄与があるものと考えますが、一方、学校と他施設を同一施設で管理運営するには、相互利用、共同利用にかかる教育活動への影響のほか、騒音や事故の防止、防犯防災対策などの課題、また、消防法などの法令適用がそれぞれ異なる場合は、より厳しい法令に合わせて設計する必要があるなど、多面的な検証が必要です。

藤島庁舎が中心となり、令和6年度に策定する藤島地域文教厚生エリア整備基本構想とも関連することであり、これら課題を研究しながら施設併設の適否など十分に検討していきます。

議員 藤島地域教育振興会議で示された小中一貫校設置に対する懸念や問題意識は？

当局 小中一貫校設置では小学校・中学校の再編統合が伴うため、地域や保護者に対し説明を丁寧に行うこと、通学対策や施設整備への意見要望について十分に検討すること、藤島地域の特色ある教育活動や小規模校の良さを可能な限り引き継ぐことなどが示されました。

議員 戦後日本の教育制度の根幹に関わる重要問題となる「藤島地域における小中一貫校」、その新設を先行とする「鶴岡型小中一貫教育の全市展開」を、誰が、どんな理由で、起案したのか。また、その起案を、誰々がいつ、どんな場で、政策の有効性や、リスクの想定と対策、事例研究など、調査と協議をし、合議し、いつ誰が決裁し、令和4年6月21日の令和4年度第1鶴岡市回総合教育会議に提案したのか？

当局 藤島地域への小中一貫校の新設は、現時点で決定されていないため、「藤島地域における小中一貫校」の新設に関する起案はなされていません。

「鶴岡型小中一貫教育の全市展開」は、これまでに小中一貫教育を実施してきた自治体における多くの成果を踏まえ、本市においても小中一貫教育を導入し、全中学校ブロックで展開することが、教育課題の解決に資するとの考えに至ったことから、令和4年度第1回鶴岡市総合教育会議において「鶴岡型小中一貫教育（骨子案）」を協議題とすることについて、教育委員会事務局員が会議開催を起案し、決裁を受けたものです。

小中一貫教育の成果や課題に関わる調査研究は、国の制度化を受け、教育委員会事務局員が書籍や機関誌、インターネット等を活用した情報収集のほか先進地視察により行ってきました。その成果を「鶴岡型小中一貫教育（骨子案）」としてまとめ、令和4年度第1回鶴岡市総合教育会議開催の起案資料として綴り、学校教育課、総務課を合議し、令和4年6月14日に総務部長が決裁したものです。

議員 公文書開示請求をしたところ、教育委員会から小中一貫校の検討記録や起案、決裁文書がないとの回答であり、手続きに問題があるのではないかと？

当局 藤島地域における小中一貫校が決定されていないため起案文書はないと回答しましたが、開示請求の対象となる公文書の範囲を限定的に捉えていたため、改めて請求者に内容を確認し、開示作業を進めます。（令和5年12月に開示済）

■発行 鶴岡市教育委員会

■担当 鶴岡市教育委員会事務局 管理課 庶務係

〒997-0346 山形県鶴岡市上山添字文栄 100

TEL 0235-57-4861

FAX 0235-57-4886

E-mail kkyouiku@city.tsuruoka.yamagata.jp